

大崎地域の牧草検査について

令和4年4月

宮城県北部家畜保健衛生所

原発事故による放射性セシウムの牧草への影響がでているため、今年も牧草の検査を行います。検査が終了するまで、令和4年産牧草の給与は自粛していただくようお願いします。

1. これまでに検査したことのある牧草地は以下の区分で検査します。

この検査の結果が出るまでは牧草の給与は自粛してください。

モニタリング検査の結果は6月以降にお知らせする予定です。また、検査状況は当所のホームページにも掲載する予定です。

市町名 (牧草地の場所)	検査方法	備考
大崎市 (古川, 三本木, 田尻, 鹿島台, 松 山, 鳴子)	モニタリング検査 (抽出検査)	地域ごとに3点ずつ検査を行います。 検査の結果、基準値を下回れば地域ごとに 利用が可能となります。
色麻町		
加美町		
涌谷町		
美里町 (=旧小牛田町)		
大崎市旧岩出山町	個別検査	農家ごとに検査を行い、個別に解除します。
旧南郷町	検査は不要	牧草の給与は可能です。

※永年生牧草地が検査対象です。(単年生牧草は対象外)

2. 畦畔草・除染困難地の牧草について

酪農経営体においては、毎年度、番草ごとに検査し、利用の可否を判断します。

肉用牛経営体においては、毎年度、一番草を検査し、利用の可否を判断します。50Bq/kg 以上の場合には、2番草以降も検査を行います。

※畦畔草・除染困難地の牧草を利用したい時は、農協・酪農協を通じてサンプルを持ち込んでください。

(サンプリング方法)

刈取り後の草を乾かして1cm程度に細断し、ビニール袋に400~500g程度入れ、検査申請書と一緒に農協・酪農協等に提出してください。

宮城県北部家畜保健衛生所 指導班

大崎市古川旭四丁目 1-1 大崎合同庁舎3階

TEL:0229-91-0729 FAX:0229-91-0220

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nh-kaho/index.html>